



米国税務 QI/FATCA 関連情報

ケイマン諸島、AEOI ポータルに関する最新情報

アメリカ

2016 年 4 月 18 日

1. AEOI ポータルユーザーガイド更新版発表

2016 年 4 月 4 日、ケイマン諸島税務情報庁 (Tax Information Authority: 以下「TIA」) は、自動情報交換 (Automatic Exchange of Information: 以下「AEOI」) ポータルユーザーガイドバージョン 1.3 を発表した。この中では、米国の外国口座税務コンプライアンス法 (Foreign Account Tax Compliance: 以下「FATCA」) および英国王室属領と海外領土 (Crown Dependencies and Overseas Territories: 以下「CDOT」) それぞれについて必要となる通知¹ 手順を説明している。同ユーザーガイドは報告手順についても記載しているが、本バージョンでは FATCA 用の報告についてのみであることに留意すること。今後、英国 CDOT 用の報告の説明を含むバージョン 2.0 は 4 月下旬に公表される予定となっている。

2. AEOI ポータルの再開

2016 年 4 月 11 日、TIA は AEOI ポータルを再開し、FATCA および英国 CDOT について報告金融機関 (Reporting Financial Institutions: 以下「RFI」) が通知できる状態となっている。ポータルの再開および関連するユーザーガイドの更新は数週間遅れの実施となった。ケイマン諸島ではゼロ申告の送信は義務付けられていないものの、すべての RFI は、報告対象口座を有しているか否かを問わず、通知の送信が義務付けられている。

3. FATCA・英国 CDOT の通知・報告期限が延長

2016 年 4 月 8 日、ケイマン諸島国際税務協力局 (Department of International Tax Compliance) は 2016 年の FATCA および英国 CDOT の「通知・報告期限の施行に対し柔軟な姿勢で臨む」とする業界に関する勧告を発表した。今後通知は 2016 年 6 月 10 日まで、報告は同 7 月 8 日までであれば、罰則やその他の不利な影響を被ることなく送信することができる。この期限の猶予は、ポータル開設およびガイダンス公表の遅延によるものであり、一部の RFI にとっては通知および報告の期限の延長が切望されていた。

¹ 権限のある当局への FATCA および/または英国 CDOT に関する報告義務の有無の通知 (Notification)

参考資料

下記資料は、ケイマン諸島政府金融サービス商務環境省 (Ministry of Financial Services Commerce & Environment) 発行の通知である。

	<p>MINISTRY OF FINANCIAL SERVICES, COMMERCE & ENVIRONMENT CAYMAN ISLANDS GOVERNMENT</p>		<p>INDUSTRY ADVISORY Date: Friday, 8 April 2016 Contact: Nangel Kwong Direct: (345) 244-2262 Fax: (345) 949-6374 E-mail: nangel.kwong@gov.ky Twitter: @CaymanFinServ Websites: www.ditc.gov.ky www.gov.ky</p>
<p style="text-align: center;"><u>英国 CDOT および米国 FATCA に関する通知・報告期限について</u></p>			
<p>国際税務協力局(DITC)は 2016 年の英国 CDOT および米国 FATCA に基づく通知・報告期限の施行に対し柔軟な姿勢で臨む旨、業界におかれては承知されたい。</p>			
<p>英国 CDOT および米国 FATCA 双方について、通知の送信期限を 2016 年 6 月 10 日金曜日、申告書の報告期限を 2016 年 7 月 8 日金曜日とする。上記の通知および申告書報告の期限を遵守すれば、不利な影響または強制措置を招くことはない。</p>			
<p>本件は、英国 CDOT の遵守のための最初の年度である点、また通知・報告実施のための AEOI ポータルの利用可能期間を認識してのものである。</p>			
<p>DITC は後日、ユーザーによる英国 CDOT 通知・報告実施のためポータルを開設する際に業界に通知する予定である。</p>			
<p>以上</p>			

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
アシスタントマネジャー	五十嵐 寿行	hisayuki.igarashi@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目 3 番 1 号 新東京ビル 5 階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー合同会社、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組みクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを Fortune Global 500® の 8 割の企業に提供しています。"Making an impact that matters"を自らの使命とするデロイトの約 225,000 名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#) もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド("DTTL")ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または"Deloitte Global")はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(デロイト トーマツ税理士法人を含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。